

【別紙3 法人の事業について】

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A003437
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人鳥取県建設技術センター

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	良質な社会資本の整備を推進するため、技術力向上啓発を目的とした建設技術研修及び図書等頒布の実施、発注者支援補完を目的とした建設材料試験、工事積算等に係る技術支援事業及び建設発生土受入事業の実施を行う。

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業の内容
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	良質な社会資本の整備を推進するため、技術力向上啓発を目的とした建設技術研修及び図書等頒布の実施、発注者支援補完を目的とした建設材料試験、工事積算等に係る技術支援事業及び建設発生土受入事業の実施を行う。	95.2%

[1] 事業の概要について (注1)

<事業の趣旨及び目的>

当センターは、公共事業等の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の資質向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進し、県民の福祉の向上に寄与することを目的として事業を実施している。

この事業は、「公共事業等の円滑な執行」「建設業の健全な発展」「公共事業の品質確保」を達成するため、積極的に技術者の技術力向上や発注者の支援・補完を行っていくものであり、広く地域社会の健全な発展に貢献している。

これらの事業を実施するために、個々の地方公共団体が単独で技術者や機器等を確保することは難しい。当センターがこうした点を支援することは、良質な社会資本整備の推進という当センターの目的にかなうものであり、広く地域社会の健全な発展に貢献するものである。

当事業では以下の5つの事業を行う。

- (1) 建設技術研修事業
- (2) 図書等頒布事業
- (3) 工事積算等に係る技術支援事業
- (4) 試験検査事業
- (5) 建設発生土受入事業

(1) 建設技術研修事業

建設事業に従事する行政職員や建設業従事者においては、最新の専門的な技術や知識を持ち、業務に従事することが求められており、当事業は、その技術力を確保するため、年間を通して、それぞれの受講者のレベルにあわせた研修を実施し、技術力の向上に寄与することを目的としている。

それぞれ個人が専門的な技術や知識を身につけることによって県全体の建設行政や、民間の建設関連事業において、その基礎的な技術や知識が確保されることになり、県民全体に対し、安全で確実なサービスが提供できる。

(2) 図書等頒布事業

同様に技術者等に必要な図書等を頒布することにより、建設技術力の向上と適正な建設工事施工の実施を図られることは、良質な社会資本整備が推進され、県民全体の福祉の向上へと繋がり、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものである。

(3) 工事積算等に係る技術支援事業

工事積算等に係る技術支援事業については、行政の職員の減少に伴い行政の職員が行う工事積算、現場監督、工事検査や調査について、公平中立な立場で事業を支援するものである。その他、建設工事等公共事業に関する様々な技術支援等を行い、スムーズな公共事業の実施を目的としている。なお、当センターは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき創設された「公共工物品質確保技術者資格制度」により認定された公共工物品質確保技術者を有している。

(4) 試験検査事業

試験検査事業は、主に公共工事を請負った施工者からの依頼を受けて構造物の適正な品質確保を目的に使用される主要建設資材の材料試験を行う事業である。材料試験はJIS規格等で定められた適正な基準に基づいて行なわれ、県内の工事が適正かつ安全に行われることを目的としている。規格等を満足しない粗悪な品質の材料が使用され、建設物の安全性や寿命が担保されないことは県民の生活に重大な不利益を与えることになる。適正な材料が使用されていることは県民全体の利益にかなうものである。

(5) 建設発生土受入事業

建設発生土受入事業については、県や市町村等の公共事業等で発生する土砂の円滑な受け入れを行うため、受け入れ地の確保と整備を行うことを目的としている。公共事業等で発生した土砂を安全かつ環境に配慮した形で埋め立てることにより、環境保全や土地の利活用に大きく貢献する事業であり、県土の利用、整備、保全といった観点からも県民全体の利益にかなう公益性の高い事業である。なお、受入地については複数所有しており、鳥取県と協定を結び協働で事業を推進している。

<複数の事業を公益目的事業1にまとめた理由>

(1) 建設技術研修事業、(2) 図書等頒布事業、(3) 工事積算等に係る技術支援事業、(4) 試験検査事業、(5) 建設発生土受入事業は共通して、いずれも定款第3条に定める目的を達成するための良質な社会資本整備の推進において必要不可欠な事業であり、営利を目的としない一連の事業であることから1つの事業にまとめた。

<事業の内容>

(1) 建設技術研修事業

当センターで実施する自主研修は、建設事業に関わる行政職員及び建設業従事者を対象とし、県内外の各分野における専門知識を有する講師による研修を通じて、その技術力の向上と継続維持を図り、建設業の発展に寄与する事業である。この自主研修の内容を決定する機関として、建設技術研修検討委員会を設置している。この委員会は、県関係者(総務部、農林水産部、県土整備部)、市町村関係者、各種団体関係者(建設業協会、測量設計業協会、建築士会、土木施工管理技士会)など官民一体の委員で構成されており、様々な角度からの研修講座を網羅し、決定している。こうした検討委員会で決定された当センターの自主研修は、年間約40研修にものぼり、総合的に幅広い知識を修得できる内容を提供していること及び民間団体によくある会員・非会員等の区別なく、誰もが受講可能な研修を実施している。

このことは、特定分野又は特定の者(会員のみ)だけに対して研修を行うことが多い民間事業者に比べて、センターが優位性を有するものであるといえる。また、建設業の技術力の向上に寄与するという、研修事業本来の目的を達成するため、検討委員会で要望が強い一部の研修については、公益性の観点から採算に関係なく実施している。自主研修は、総合的な建設技術力向上のため、官民間わず幅広い建設技術者を対象としており、その需要に応えるためアンケートを実施して、様々な要望に対応した研修内容を実施している。需要の高い研修については開催日を増やしたり、また半日とWeb研修を実施したりするなど希望者ができるだけ参加しやすいよう工夫するとともに、資格取得のための受験対策研修を受講した者が、その国家資格を取得した場合、その研修受講料の一部を減免する制度を実施している。また、技術者が継続的に自己の技術力を維持する研修(CPD研修)の対象としている。

令和8年度の自主研修は、44講座、受講者数4,600人を計画しており、下水道点検等の実践的な研修、経営者・管理者向けの研修向けの研修、新人若手研修等の拡充を図ることとしている。

自主研修の他、受託研修も併せて実施しており、令和8年度に計画している事業の内容は次のとおりである。

1) 技術職員等研修業務

鳥取県技術職員の技術力向上を図るため鳥取県県土整備部から「技術職員等研修」を受託する。

2) 鳥取イノベーション実装フィールドにおける技術講習会運営業務

鳥取イノベーション実装フィールドを活用して、i-Constructionや3次元測量設計等の技術を実践的に学ぶ講習会の内容検討、講師選定、現地サポート、講師手配やCPD申請等、研修運営を受託する。

3) 建設産業育成研修(鳥取県建設分野担い手確保・育成事業連携協議会)

鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会では、各機関と連携しながら将来を見据えた持続可能な建設産業を目指し、建設産業の担い手の確保・育成のため事業を継続、拡充する。

<事業の対象>

行政職員及び建設技術関連事業の従事者を対象とした講座の構成とし、ホームページ等の募集を通じて希望があれば誰でも受講できる。

対象者が多い行政機関については、年間計画を通知して、受講者を取り纏めている。民間企業の職員に対しては、当法人のホームページからいつでも申込可能となっている。

<事業実施のための財源・建物等の資産>

主に法人の研修所を使用して研修する。受講料や委託料を財源としている。

<事業の委託及び委託の内容>

一部の受託研修は、鳥取県等から依頼された事業である。
その他の研修の担い手・確保育成事業は、県や大学等と連携して実施する事業である。

<補助金等が交付されている場合の交付者等の内容>

なし

(2) 図書等頒布事業

公共事業等を実施する上で必要となる各種基準・手引き指針等の土木工事施工管理ハンドブック、道路工事関係便覧等の図書等を官民間問わず建設技術者へ頒布している。

図書頒布事業の目的は、頒布により建設業に携わる技術者の知識や技術の向上を通じて、良質な社会資本整備を推進し、県民全体の福祉の向上へと繋がり、不特定多数の者の利益の増進に寄与することである。

単に図書の原稿を印刷して頒布するだけの民間業者とは違い、土木の専門知識を有する当センターの職員が、その知識を生かして原稿の内容、構成及び変更点等について、図書を利用する建設技術者の立場に立って確認することができるため、より利便性や精度の高い図書を作成することができる。

よって、土木の専門知識を有しない民間の印刷業者よりも優位に、効率的かつ信頼性の高い業務を当センターでは行っている。また、この事業は、公益性の観点から利益を追求せず、実費を回収する程度の単価を設定している。

<事業の対象>

ホームページ等で希望者を募って希望者に頒布している。頒布希望の多い行政職員については、別途取り纏めて頒布している。

<事業実施のための財源・建物等の資産>

主に法人の事務所を使用している。頒布の収入を財源としている。

<事業の委託及び委託の内容>

主に鳥取県から依頼された事業である。

<補助金等が交付されている場合の交付者等の内容>

なし

(3) 工事積算等に係る技術支援事業

積算補助業務、監督補助業務及び検査補助業務等の事業の技術支援を行う。

積算補助業務においては、発注者が作成した設計業務委託成果品をもとに、発注用図面の作成、設計数量照査及び算出、工事費積算等を行い、発注用の設計図書を作成する。

工事費の積算については、現在、県と県内市町村は共通の積算ソフトである「鳥取県土木工事設計積算システム」を使用しており、県が積算業務の外部委託にあたっては、このシステムを使用することが条件とされている。

このシステムは地方公共団体及びその所管する外郭団体のみしか販売されておらず、民間業者が入手することが出来ない状況であり、センターは、県・市町村等の出資によって設立された公益財団法人であるため、このシステムが使用できる。

従って、県や県内市町村がこのシステムを使用する工種の積算業務に限って外部委託しようとする場合は、当センターしか受託することができないものと考えている。

その他、監督補助業務（公共工事の監督業務）（以下「監督業務」という。）や検査補助業務（工事検査の補助業務）（以下「検査業務」という。）を行う。

監督業務とは、発注者が受注者に対して公共工事が契約図書に基づき適正に実施されるように工事の施工段階から、使用材料の品質や施工途中の構造物の出来形などが状況に応じて適正に実施されているかどうかを書類や現場において確認する行為である。そして、当センターが行う監督補助業務とは、発注者が行うそれらの業務を現地等確認し、資料作成等技術的側面で補助する行為である。

- ・受注者からの書類の受理の代行及びチェック
- ・使用材料の検収及び各種検査の立会等
- ・工事の施工管理（品質管理、出来形管理、進捗管理）

一方、検査業務とは、工事の目的物が契約図書のとおり完成しているかを確認するために、出来形基準、品質基準などの検査基準に基づいて書類や現場において確認し、合格判定する行為である。そして、当センターが行う検査補助業務とは、発注者が行うそれらの業務を資料作成等技術的側面で補助する行為である。

- ・受注者から提出された工事完成資料の確認と現場検査の補助

このように、当センターが公共工物品質確保技術者を有する発注者支援機関として地方公共団体業務の一部を補完することにより、公共事業等が円滑に施工され、適正な社会資本整備の推進を図ることができ、ひいては県民全体の福祉の向上に繋がり、不特定多数の者の利益の増進に寄与しているものである。

なお、技術支援事業の受託にあたっては、公共工物品質確保技術者の認定が必ずしも必要条件という位置づけではないが、次の理由によりセンターが受託することが優位であると考えられる。

1) 「公共工事品質確保技術者資格制度」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき発注関係事務を適切に実施できる者が育成されることを目的に、平成20年度から運用が開始された。この制度は国土交通省地方整備局と地方自治体で構成された協議会等が認定していた「公共工事発注者支援機関認定制度」及び「公共工事発注者支援業務技術者認定制度」に替わるものである。

当センターではこの公共工事品質確保技術者を有しており、発注関係事務を適切に実施することが可能である。

2) 当センターは公共事業等の円滑な執行と建設業の発展に資することを目的として、営利を目的としない公益財団法人であり、発注者からも営利を目的とせず、公益性の高い発注者支援機関として認められている。また、県及び市町村が施行する公共事業の適正かつ効率的な執行を支援するため、県からの人的支援（職員の派遣等）を受け、公共事業に関する県の方針等が十分反映される体制を構築している。

県等から受託しているその他の技術支援事業の令和8年度の計画は次のとおりである。

・ ・ ・ 鳥取県に対する技術支援

1) 建設工事下請取引等点検調査

県発注の建設工事に係る下請取引等について適正化を図るため、その取引状況（下請代金の見積・契約方法等）が建設業法の規定に違反がないか点検調査を行う。

2) 再生砕石品質実態調査に係る試験

再生砕石は、既設の構造物（コンクリート、アスファルト等）を破碎したものを原材料としており、原材料の均一性を確保することが困難なことから、新材と比べ品質規格を満足しないことが生じやすいため、センターにおいて、ふるい分け試験等を行い、品質を調査する。

3) ひび割れ診断指導業務

県土整備局の技術職員へひび割れ発生原因とひび割れ補修に関する技術指導をセンターのコンクリート診断士が行うものである。

4) 道路台帳等修正業務

道路工事後の道路形状変更、供用開始の告示資料、道路台帳の平面図修正、関係データ更新、道路現況調査票や公共施設状況調査票及び交付税基礎数値資料などの作成を行った。

5) 工事積算補助業務

発注者が作成した設計業務委託成果品をもとに、発注用図面の作成、設計数量のチェック及び算出、工事価格の積算等を行い、発注者に代わって発注用の設計図書を作成する業務であり、発注者の業務軽減に繋げている。

6) 工事検査補助業務

発注者が行う当初請負対象設計金額が15,000千円未満の合否判定のみの工事検査について、定められた検査要領に基づき、請負業者から提出された工事完成資料の事前確認と現場検査における計測の補助を行う業務である。

7) 電子納品成果品保管・管理業務

鳥取県県土整備部に提出された県の請負工事及び測量設計業務に係る電子納品成果品（CD等）をセンター内で保管するとともに、センターが所有する「電子ファイリングシステム」を活用して県職員がインターネットを介して成果品データの概要を検索でき、かつ要求があればCD等を複写し提供も行う業務である。

8) 賃金水準等詳細調査

県発注工事において、専門業者（とび、型枠、鉄筋等5業種）への下請契約が、適正な賃金水準で契約されているかどうか調査するもの。下請契約の見積金額と設計金額とを対比させた資料を作成する。

9) 土木工事共通仕様書の改訂

県の土木工事施工管理ハンドブック、業務共通仕様書の改訂作業の支援と電子書籍化を行う。

10) 橋梁直営点検・診断

橋梁直営点検の点検実地指導、診断指導、健全度判定会の運営・とりまとめを行う。

11) 公共残土利用促進

県主催の建設発生土対策連絡協議会の開催補助を行う。施工管理の効率化を図るため、UAV 空中写真測量から3次元データの作成を行う。

12) 工事材料の審査業務

県発注工事で使用する工事材料の事前審査を行う。

・・・市町村に対する技術支援

1) 工事積算補助

市町村が発注する工事のうち、主に専門的な技術を必要とする工事の積算を行う。

2) 現場技術業務

市町村が発注する工事のうち、主に専門的な技術を必要とする工事の現場技術業務を行う。

3) 橋梁補修工事の積算、現場技術及び技術的アドバイス

市町村が発注する工事のうち、特に専門的な技術を必要とする橋梁補修工事に対するアドバイスを行う。

4) 工事検査補助

市町村発注工事の工事完成検査について、請負業者が作成した工事完成資料及び現地の確認を行います。

・・・建設業者に対する技術支援

1) コンクリートひび割れ相談窓口業務

請負業者からの依頼により、公共土木構造物のひび割れをコンクリート診断士が調査し、ひび割れ発生の原因の特定、補修の要否の決定及び補修方法を記載した「ひび割れ診断報告書」を作成するとともに、ひび割れ抑制・防止対策等について請負業者に指導する業務である。

(4) 試験検査事業

当センターは、主に公共工事等を請負った施工者からの依頼により材料試験事業を行っている。施工者は、鳥取県土木工事施工管理基準に基づいて建設資材の品質管理を行う必要があり、その試験場所に当センターが指定されている。

その他、碎石生産者の品質確認から依頼される土質・骨材試験や鳥取県が独自に行う資材の品質実態調査、建築設計事務所が行う耐震調査業務の為にコンクリート試験などに対応して材料試験を行っている。

試験検査に関する情報（試験項目、手数料等）は、ホームページで公開し、広く一般にも周知されており誰でも検査の依頼ができる。

また、公共工事、民間工事等を問わず誰でも受け入れており、受付はセンターでの窓口や郵送等でも行っており、遠距離の利用者にも配慮している。

具体的には、現時点において、コンクリート・骨材・鋼材・アスファルト・土質の5分類61の試験項目を実施する専門試験機関として、特に骨材、コンクリート分野では、民間試験所ではできない試験（コンクリート中性化試験、コンクリートの弾性係数試験、コンクリートの乾燥収縮試験等）や試験頻度の低い試験あるいは先進的な試験も導入し、多種多様なニーズに対応している。

このように県内唯一の建設資材に関する総合的な専門試験機関として、どこからも独立しており利害関係のない公平・中立な第三者機関であり、県の指定試験機関としても指定され、県民からの信頼性のもとに試験を実施している。

民間事業者でこれらの機能を全て整備することは困難である。

また、当センターは、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度において県内唯一の建設資材に関わる「JNLA 登録試験事業者」として登録されている。県内民間試験所は登録されていない。

このことは、技術的に適正な試験結果をだせる能力のある試験機関であることが公的に認められていることであり、試験所としての技術力・信頼性が高いといえる。登録されていない民間の試験所より優位性があるといえる。

県内の建設工事において、材料試験を行うことにより、品質の粗悪なものが使用されることを未然に防ぐことは、公共工事全体の安全性の確保や良質な社会資本整備の推進を図り、県民全体の福祉の向上に繋がり、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものである。

令和8年度は、コンクリート、土質、骨材等の試験について、年間24,500件の実施を計画しており、試験業務DX推進、試験実施体制強化によって、依頼者の利便性向上、試験業務の効率化を図ることとしている。

(5) 建設発生土受入事業

建設工事は、山を切り（掘削）、谷を埋め立て（盛土）で道路を新設したり、川底を掘り（掘削）、堤防を盛り立て（盛土）で河川を改修したりする工事であり、多くの建設工事では土工事を伴う。この際、掘削土量が盛土量より多い場合は余った土を現場外に持ち出す必要が生じる。これが建設発生土である。

建設発生土は一般的には残土とも呼ばれ、建設工事で発生する土砂のうち、建設現場で使用用途がない土のことである。

これらの建設発生土を適正に処理することは、公共工事を発注する鳥取県等の責務であるが、建設発生土の需要調整、処分場の確保には多大な労力、時間を要し、個別の公共工事ごとに対応することは、著しく効率性を欠く。

このため、公共工事の発注者である鳥取県と発注者を支援する当センターとが、建設発生土の受入れ地の確保等の業務を協働で実施することにより、建設発生土の処分及び活用をより効率的に行い、公共工事の円滑な実施を行おうとするものである。

具体的には、鳥取県と当センターの連携・協力体制や役割分担を明確にするため、両者において協定書を締結し、協働で行っている。

なお、建設発生土は、資源の有効な利用の促進に関する法律では、指定副産物に分類され、再生資源として利用促進することとされており、いわゆる廃棄物とは異なる（ただし、コンクリート殻・アスファルト殻は廃棄物に分類され適正な処分が求められる）。

建設発生土は、有効利用することが求められており、設計の段階から発生量を極力低減するよう努力されている。当センターでは、建設発生土の有効活用の面から、建設発生土を一旦保管しておき、再利用するしくみも設けている。

当センターが行う建設発生土受入事業の流れは以下のとおりである。まず、建設発生土量の予測を行い、受入地開設の必要性を検討し、受入地の規模の調整を行う。

ついで受入地開設候補地の土地開発に関する法律関係状況調査、地権者等調査結果等により受入地開設場所予定地を決定する。

そして地権者及び地元等の了解を得た後、測量設計用地調査を行い関係機関と協議を重ね計画図を完成させる。その計画図を基に地権者及び地元説明会を開催し、了解を得た後、覚書の締結、賃貸料及び補償費の支払いを経て建設発生土受入工事を発注し、建設発生土の受入を開始することとなる。受入完了後は土地の権利関係を清算したうえで、元の地権者へ返還することとしている。

建設発生土受入地は多くの場合山間部の谷を埋め立てて造成されることが多く、造成により山間部の谷間が平地に生まれかわる結果、山林を山林以外の有効利用可能な土地へ変えることができる。受入地によっては新しい農地が造成されたり、工場が建設されて順調に稼働しているケースもあり、県民全体の福祉の向上に寄与することができる事業である。

県内公共事業の建設発生土は、当センターの受入地でほとんどを処分しており、民間残土処分場での処分は、ごく一部である。当センターの建設発生土受入地は、環境保全や安全性の確保に配慮し、コストと手間のかかる受入地の管理運営に加え、地元地権者から土地を借り受けて受入地を開設している。

そして、土の受入が終了すれば、交換分合登記等を行い、地元の要望に沿った跡地に変換し、引き渡しを行っている。

このようにこの事業を運営する上で、コスト面・信頼面・安全性確保の面等あらゆる方面から総合的な事業展開を行っている。

この事業では、出来上がった広大な平地の利用をどうするか等地域的な課題について、場合によっては行政の関与も大いに考えられるなど地域のことを考えた長い目を見た公益的な活動が必要であり、利益を追求する民間事業者の事業にはなじまない。

また、事業計画段階から事業完了まで市町村の協力のもと県と協働で事業を実施しており、市町村職員による地元調整や県職員による工事の監督体制を構築していることから、地元地権者からの信頼や安心を得ている。

このことは、この事業を実施する上で、必要条件であり、民間事業者には真似できない部分であり、優位性を有しているといえる。

令和8年度は、帽子取第2、小町、小原の3事業所で継続して建設発生土の受入れを行う。

<事業の対象>

- ・試験検査事業・・・主に地方公共団体、建設関連事業者
- ・技術支援事業・・・地方公共団体
- ・建設発生土受入事業・・・地方公共団体、建設関連事業者及び地域住民

<事業実施のための財源・建物等の資産>

事業収入を財源の基本としており、事業場所も法人事務所及び鳥取県内各地域

<事業の委託及び委託の内容>

工事積算等に係る技術支援事業は、鳥取県等からの受託事業である。

<補助金等が交付されている場合の交付者等の内容>

なし

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	1
------	---	---

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	定款第4条第1項第1号、第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
17	当事業は、広く行政職員及び建設業従事者等を対象にその知識と技術の向上を図ることで、県内の公共事業や民間の建設事業の推進を図る事業であり、その結果、適正な国土の利用、整備又は保全に資することができる。
18	当事業は、建設事業に従事する行政職員及び建設技術者等の知識、技術の向上により公共工事を適正・効率的に実施し、社会資本の整備を推進する事業であり、その結果、国政の健全な運営の確保に資することができる。
19	当事業の推進により、県内建設業におけるサービス向上につながり地域の発展、生活の利便性の向上、安全の確保に寄与することができる。地域社会の健全な発展を目的とする事業である。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(1)建設技術研修事業が該当する。</p> <p>1)この事業を実施して参加者の技術力が向上することにより、県民にとって必須の良質な社会資本整備の促進が図られ、県民の福祉が向上することを目的としている。</p> <p>2)主に建設関連事業に関連する行政職員や建設業従事者を対象としており、受講の募集は、当法人のホームページからいつでも申込可能となっている。対象者が多い行政機関については、年間計画を通知して、受講者を取り纏めている。建設業に従事する者又は関係する者であれば、希望すれば誰でも参加可能であるので、受益の機会は広く一般に開かれている。また、当該事業の利益は、研修を受けることにより建設技術力の向上を通じて、良質な社会資本整備が推進され、県民全体の福祉の向上へと繋がり、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものである。</p> <p>3)建設技術の向上を図る研修であり、専門的知識の普及を行うためのセミナー、研修に該当するが、受講者が理解したかどうか確認するため大部分の研修で確認テストを実施している。研修講師は、行政職員、大学教授、建設コンサルタントの設計技術者、建設業の専門技術者など、その分野の専門家が行っており、確認テストについても講師自らが作成している。</p> <p>4)担当する講師は主催、派遣ともほとんど専門的知識を有する外部の講師が行っているが、報酬については低廉な価格設定(現時点において、県外講師謝金:10,000円/時間、県内講師謝金:5,000円/時間)であり、過大な報酬は支払われていない。</p> <p>その他(公益性の補足説明) なし</p>	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))		
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)
(1) 検査検定	<p>1.当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該検査検定の基準を公開しているか。</p> <p>3.当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>4.検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例:個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)</p> <p>5.検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例:検査機器の定期的点検と性能向上/能力評価の実施/法令等により求められる能力について許認可を受けている)</p>	<p>(4)試験検査事業が該当</p> <p>1)試験検査事業は、県内の建設工事において、構造物の適正な品質確保を目的に使用される主要建設資材の材料試験を行う事業であるが、当センターでは、「試験所品質方針」の中で『公衆の利益の増進に寄与し』と主目的として位置づけて、施設内関係部署に掲示し明らかにしている。</p> <p>2)県内の建設工事で使用する材料は、JIS規格等で試験することが定められている。当センターでは、全ての試験はJIS規格等で定めた適正な基準に基づいて行うことを、ホームページや掲示物で公開している。</p> <p>3)ホームページ等で広報することで、県市町村から企業、個人にいたるすべての試験依頼に対応しており、検査の機会は広く一般に開かれている。</p> <p>4)この事業は、企業、団体、個人のいずれからも経済的支援、不当な圧力等を受けておらず、試験依頼者と直接利害関係は無い。どこの民間企業とも関係がない点から公平性は保たれている。さらに試験業務において要求があれば個人情報保護の範囲で立会等による試験の臨場の機会もあり透明性も確保されている。</p> <p>5)試験に携わる職員の技量や試験結果の品質の保証は試験所間比較に参加するなどして毎年度問題無いことを確認している。機器の管理水準はJIS規格や法令等に適合していることを毎年度確認している。また、試験所の国際規格(ISO17025)を取得し県内唯一の建設業関係の「JNLA登録試験事業者」として登録されており、必要な能力の水準に適合している。事業の質の確保についても、こちらも専門職員が担当しておりその専門性は高い。業務の外注、下請は行わないことを当センターの「試験所品質マニュアル」に規定している。</p> <p>その他説明事項</p>

<p>(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>		<p>チェックポイントに該当する旨の説明</p>	
<p>事業区分</p>	<p>区分ごとのチェックポイント</p>	<p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>	<p>その他説明事項</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(2)図書等頒布事業が該当する。 この事業を行うことにより、県内の社会資本整備に携わる技術者に必要な建設技術に関する指針等を周知できており、県民にとって必要な社会資本の整備が促進され、県民の福祉が向上することを目的としている。 ア 主に公共事業等に関する行政職員や建設業従事者を対象としているが、希望すれば誰でも購入できるので、受益の機会は広く一般に開かれている。また、図書等の頒布により建設技術力の向上を通じて、良質な社会資本整備が推進され、県民全体の福祉の向上へと繋がり、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものである。 イ 図書等の作成は、建設技術の専門的な知識を有し、事業に精通している当センター職員を中心として行っており、建設行政に従事している行政職員も適切に関与している。 ウ この事業は、審査や選考は伴わない。 エ 技術の指針等の周知を図るものであり、特定の団体等の宣伝ではない。さらに、この事業は地方公共団体が行う業務を補完するという点からも、業界団体の販売促進や共同宣伝などにはなっていない。また、主に建設技術の知識の普及啓発のための図書等を頒布するものであり、図書の頒布を通してもたらされる県民の利益を考え、利益を追求せずこの事業を遂行している。 (3)工事積算等に係る技術支援事業(5)建設発生土受入事業が該当する。 1. この事業を実施することにより、県内の社会資本整備の効率化が図られ、県民にとって必要な社会資本の整備が促進され、県民の福祉が向上することを目的としている。 2. 当該事業の利益は、建設技術力の向上を通じて、良質な社会資本の整備を進めることであり、この事業により、良質な社会資本整備が推進され、県民全体の福祉の向上へと繋がり、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものである。 ア 技術支援事業・建設発生土受入事業は、公共事業を円滑に執行する上で、必要不可欠なものであり、全ての事業が社会資本整備を進めるための地方公共団体の業務の一部を補完し、発注者支援を担うものであるが、特に県、市町村及び民間事業者を対象を限定せず、基本的には、行政と民間企業の間に立つ公正公平中立を担保した第三者機関として、公共の利益のために進めているものであり、受益の機会は公開されている。</p>	

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
		(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
事業区分	区分ごとのチェックポイント		
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	イ 事業の質の確保については、両事業とも専門職員(技術支援事業にあつてはコンクリート診断士又は公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき創設された公共工事品質確保技術者が、また、建設発生土受入事業にあつては県における公共土木事業の計画立案・工事発注業務等の行政経験者)が担当しており、その専門性は高い。また、常に外部の研修を受講したり他の都道府県の情報を収集したりしながら、事業の質の確保を心がけている。 ウ 両事業とも、審査・選考を伴う事業ではない。 エ どここの民間企業とも関係がない点から公平性は保たれており、さらに、この事業は地方公共団体が行う業務を補完するという点からも、業界団体の販売促進や共同宣伝などにはなっていない。	その他説明事項

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
なし	なし	なし

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。